

令和2年第4回江差町議会定例会資料

資料1：改正公職選挙法に伴う選挙公営制度の概要【議案第1号関係】	…P	1
資料2：江差町税外諸収入金の徴収に関する条例新旧対照表【議案第2号関係】	…P	3
資料3：江差町後期高齢者医療に関する条例新旧対照表【議案第3号関係】	…P	4
資料4：江差町介護保険条例新旧対照表【議案第4号関係】	…P	5
資料5：江差町公共下水道受益者負担金条例新旧対照表【議案第5号関係】	…P	7
資料6：新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分） 【議案第6号関係】	…P	8
資料7：江差・上ノ国下水道管理センター他の建設工事委託資料【議案第11号関係】	…P	9

改正公職選挙法に伴う選挙公営制度の概要

◆公職選挙法の改正ポイント（令和2年法律第45号）

町村の選挙において立候補しやすくするため、市の選挙と同様の制度とするもの。

【町村長選挙】

選挙運動用自動車、選挙運動用ポスター、選挙運動用ビラの選挙公営

【町村議会議員選挙】

選挙運動用ビラの頒布を解禁

選挙運動用自動車、選挙運動用ポスター、選挙運動用ビラの選挙公営

供託金（15万円）の導入 ※町村長選挙では導入済み（50万円）

◆選挙公営制度の基本的な考え方

1. 有償契約を締結すること

公営制度の適用を受けるためには、それぞれの業者等との間で有償契約の締結が必要。

2. 供託物が没収される候補者ではないこと

公金が使われることから、制度趣旨との関係で一定の限度を定めたものと解される。

3. 公費負担には限度額があること

費用のすべてが公費負担で賄われるわけではない。

選挙運動用自動車の公営制度の概要

1. 選挙運動用自動車の借上

◆ハイヤー契約による場合

1候補者につき、1日1台で、1日当たりの上限64,500円

※ハイヤー契約とは、一般乗用旅客自動車運送事業を営業者と有償契約を締結する場合であり、運転手、燃料、自動車込みの金額となる。

※公費負担の対象は選挙期間中のみ

◆ハイヤー契約によらない場合（個別契約方式）

1候補者につき、1日1台で、1日当たりの上限15,800円

2. 選挙運動用自動車の燃料

◆自動車の燃料供給の上限

立候補の届け出をした日から当該選挙の期日の前日までの日数のうち、選挙運動用自動車の借上契約が締結されている日数を除いた日数に7,560円を乗じて得た金額

※計算上は、1日につき7,560円だが、1日当たりの上限ではない。

3. 選挙運動用自動車の運転手雇用

◆上限額

1候補者につき、1日1人で、1日当たりの上限12,500円

◆運転手の雇用契約

法人ではなく、運転手個人との契約が必要。

ビラ公営制度の概要

1. 制度内容

◆公職選挙法第142条に規定するビラが対象

- ・種類 2種類以内
- ・規格 長さ29.7cm×幅21cm（A4版）を超えてはならない ※両面印刷可
- ・証紙 頒布するビラには選挙管理委員会の交付する証紙を貼る必要がある

◆ビラの頒布に関する制約

《頒布できる場所等》

- ・新聞折込
- ・候補者の選挙事務所内（以下、公職選挙法施行令第109条の6第3号）
- ・個人演説会の会場内
- ・街頭演説の場所

2. 単価及び枚数の限度

- ◆作成単価の限度 = 1枚当たり7円51銭
- ◆作成枚数の限度
ア 町村議会議員 1,600枚
イ 町村長 5,000枚

ポスター公営制度の概要

1. 制度内容

◆公営負担の対象

- ・印刷費、デザイン料、写真撮影費など作成に要した費用
- ・ポスター掲示場に掲示するポスター作成費用のみが対象
※個人演説会用ポスターや選挙事務所用のポスターは対象外

2. 単価及び枚数の限度

ポスターの作成単価及び作成枚数の上限については、各自治体独自に設定してよい。
ポスターの作成枚数の上限設定として、それぞれの自治体におけるポスター掲示場の数に1.2～1.5を乗じるケースが多い。（風害等の破損を考慮してのもの）

【江差町における上限設定】

- ◆1枚当たりの作成単価の上限額（公費負担分） 1,100円（税込み）
- ◆作成枚数の上限枚数（公費負担分） 70枚

（設定根拠）

- ① これまでの選挙における選挙運動収支報告書によると、1候補当たりのポスター作成経費を平均すると概ね70,000円程度となっていること。
- ② 江差町のポスター掲示場の数は53箇所、53箇所×1.2=@64枚
発注の際、多くの候補者は10枚単位で発注すると思われることから上記枚数に設定。

江差町税外諸収入金の徴収に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条以下略</p> <p>附則 第1項～第4項 (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>5 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p>第1条以下略</p> <p>附則 第1項～第4項 (略)</p> <p>(新設)</p>

江差町後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>
<p>附 則 この条例は、令和3年1月1日から施行する。</p>	

江差町介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(延滞金)</p> <p>第9条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならぬ。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるときは、その金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>2 (略)</p> <p>削除</p> <p>附 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第7条 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条に</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第9条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセントの割合をもつて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が100円未満である場合には、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定により計算された延滞金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(新設)</p>

江差町介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>おいて同じ。)が年7. 3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、<u>年14. 6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7. 3パーセントの割合を加算した割合とし、年7. 3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7. 3パーセントの割合を超える場合には、年7. 3パーセントの割合）とする。</u></p>	

江差町公共下水道受益者負担金条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(延滞金の割合の特例)</u></p> <p>1 当分の間、<u>第10条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</u></p>	<p>(新設)</p>

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業

(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(児童福祉施設等分))

≪補正予算額 3,500 千円≫ 町民福祉課所管分

≪補正予算額 500 千円≫ 健康推進課所管分

財源:全額道補助金(10/10)

1. 事業目的

児童福祉施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策のため、必要な感染防止物品を提供するための支援を行う。

2. 事業概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、衛生用品及び感染防止の備品購入について児童福祉施設1か所当たり最大500千円を上限に、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(児童福祉施設等分)補助金交付要綱に基づき実施。(適用年月日 令和2年4月1日から令和3年3月31日)
水堀学童保育所及び認定こども園については、補助金として支出。

3. 給付対象事業

児童福祉施設等分 放課後児童健全育成事業、保育所、幼保連携型認定こども園
乳児家庭全戸訪問事業(対象8施設及び事業)

4. 事業費(町民福祉課所管分) 3,500千円

【内訳】

- | | |
|--------------------------------|---------|
| (1) 保育所(かもめ・日明・水堀保育園) | 1,500千円 |
| 【需用費575千円、原材料費25千円、備品購入費900千円】 | |
| (2) 町立学童保育所(なかよし・つばさ児童会) | 1,000千円 |
| 【需用費300千円、備品購入費700千円】 | |
| (3) 水堀学童保育所・認定こども園 | 1,000千円 |
| 【負担金補助及び交付金1,000千円】 | |

5. 事業費(健康推進課所管分) 500千円

【内訳】

- | | |
|-----------------------|-------|
| (1) 乳児家庭全戸訪問事業 | 500千円 |
| 【需用費214千円、備品購入費286千円】 | |

江差・上ノ国下水道管理センター他の建設工事委託資料

1. 経過・現状

中央監視装置等の監視制御設備において、平成14年度に下水道の供用が始まってから18年経過し、経年劣化による故障の発生もみられる。平成30年度に策定した江差町公共下水道事業ストックマネジメント計画に基づき機器の更新を実施するものであり、日本下水道事業団と令和2年6月11日に委託協定を締結している。

2. 委託概要

工事の発注から監督管理、精算報告までの全部

・江差・上ノ国下水道管理センター他の中央監視装置等の監視制御装置、計装設備の更新

3. 事業費

(変更前) 令和2年度	47,300千円	(変更後) 47,300千円
令和3年度	131,900千円	78,200千円
合計	179,200千円	125,500千円



